

旭山動物園総合事務所新築基本実施設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領（案）

旭山動物園総合事務所新築基本実施設計業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

旭山動物園総合事務所新築基本実施設計業務を発注するにあたり、高い設計能力、発想力を有するものを選定し、より魅力的な施設整備を目指すため、公募型プロポーザルを実施する。

第2 業務概要

1 業務名 旭山動物園総合事務所新築基本実施設計業務

2 業務内容

(1) 旭山動物園総合事務所新築基本設計（完了期限：令和9年3月19日）

(2) 旭山動物園総合事務所新築実施設計（完了期限：令和10年2月28日）

3 履行期間 契約締結日から令和10年2月28日まで

4 予算概要等

この業務に係る令和8年度予算は10,440,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっており、また令和9年度予算は24,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を予定していることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼

旭川市旭山動物園（管理事務所）

電話：0166-36-1104

FAX：0166-36-1406

e-mail：zookoho@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 旭川市建設工事等の競争入札参加資格において建築設計の入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類 参加表明書（様式1）

(2) 提出期限 令和8年10月7日（水）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年10月9日（金）までに次に掲

げる事項を記載した確認結果通知書（様式 2-1、2-2）を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和 8 年 10 月 16 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所 第 3 に同じ

ウ 提出方法 持参、又はあらかじめ電話連絡の上、ファクシミリ若しくは電子メールで送信

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和 8 年 10 月 28 日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第 6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

次に掲げる内容について、テーマに対する提案書に記載し、提案すること。

① 機能性及び将来性について

事務所本来としての機能性、業務の効率化、将来の施設改修や設備の更新時の優位性についての提案

② 安定性について

災害や事故、故障に対する安全性についての提案

③ 環境への配慮について

施設の環境配慮についての提案

これら①～③の項目について、的確性（与条件との整合性が取れており、効率的な提案となっているか）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか）及び独創性（工学的知見に基づく独自性、新規性、アピール力、発信力等）に留意して説明すること。

2 企画提案書の書式及び部数

企画提案は、次の書類の提出により行うこと。

(1) 企画提案書（様式 3、1 部）

(2) テーマに対する提案書（任意様式、①～③全てで A 4 版 3 枚以内、10 部）

(3) 客観的評価に係る書類（各 2 部）

ア 事業者実績調書（様式 3-別紙 1、添付書類を含む。）

イ 配置予定技術者調書（様式 3-別紙 2、添付書類を含む。）

ウ 配置予定技術者実績調書（様式 3-別紙 3、添付書類を含む。）

エ 業務に係る事業費積算内訳（A 4 版任意様式）

3 記入上の注意事項

(1) 企画提案は、テーマ①～③の全てに対し行い、テーマ毎に提案を提案書に記載するとともに、これに基づきプレゼンテーションの際に説明を行うこと。

(2) テーマに対する提案書は、任意様式とし、A 4 版・片面印刷・カラー、テーマ①～③合計で 3 枚を上限とする。縦・横は問わない。なお、図、グラフ、イメージパース、写真等を記載することについては、差し支えないものとする。

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和 8 年 10 月 19 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所 第 3 に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式4-1）
 - イ 提出期限 令和8年10月16日（金）までの午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ
 - エ 提出方法 持参、又はあらかじめ電話連絡の上、ファクシミリ若しくは電子メールで送信
- (2) (1)の質疑応答書（様式4-2）は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭山動物園総合事務所新築基本実施設計ほか業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- イ 企画提案書以外の追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。ただし、実施時間の詳細については、企画提案書の提出時において別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。(2)～(4)は、客観的評価項目として事務局（所管課）で評価する。

(1) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目〔配点：72点〕

- ① 機能性及び将来性について
- ② 安定性について
- ③ 環境への配慮について

(2) 事業者に関する項目〔配点：20点〕

- ① 事業者の実績

② 配置予定技術者の実績

(3) 経済性に関する項目〔配点：5点〕

価格評価

(4) 地元優先発注に関する項目〔配点：3点〕

市内本支店等の有無

4 受託候補者の特定 【審査会で決定した方法を記載すること】

審査会において、3の審査及び評価により、※審査項目ごとに各委員の評価点の平均点を算出し、その結果と客観的評価点（事務局が評価）を加算した合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この平均点の算出については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点合計が同点となる者が2人以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、審査結果通知書（様式5）で次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日の翌日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参、又はあらかじめ電話連絡の上、ファクシミリ若しくは電子メールで送信

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年11月16日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 完了期限が異なる第2の2(1)及び(2)について、それぞれ検査終了後、適法な支払請求があつた場合、請求日から30日以内に契約金額のうち各業務相当分を支払う。

第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和8年9月18日(金)から令和8年10月7日(水)まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和8年10月9日(金)
企画提案書の提出	令和8年10月9日(金)から令和8年10月19日(月)まで
質疑応答書提出期限	令和8年10月16日(金)
企画提案審査	令和8年10月21日(水) (予定)
企画提案書審査結果の通知	令和8年10月28日(水) (予定)
契約締結	令和8年11月上旬 (予定)

評価基準

審査項目	評価及び評価点数	評価割合
(1) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目		72/100
① 機能性及び将来性について 事務所本来としての機能性、業務の効率化、将来の施設改修や設備の更新時の優位性について提案し、説明すること。	的確性（与条件との整合性が取れており、効率的な提案となっているか）について、 ・非常に優れている場合 8点 ・優れている、優れている部分がある場合 7点 ・十分であると認められる場合 6点 ・やや内容に不足がある（的確性が低い）、不足している部分がある場合 4点 ・不足している場合 2点 ・上記に該当しない場合 0点 実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか）について、 ・非常に優れている場合 8点 ・優れている、優れている部分がある場合 7点 ・十分であると認められる場合 6点 ・やや内容に不足がある（実現性が低い）、不足している部分がある場合 4点 ・不足している場合 2点 ・上記に該当しない場合 0点	24点
② 安定性について 災害や事故、故障に対する安全性について提案し、説明すること。	・非常に優れている場合 8点 ・優れている、優れている部分がある場合 7点 ・十分であると認められる場合 6点 ・やや内容に不足がある（実現性が低い）、不足している部分がある場合 4点 ・不足している場合 2点 ・上記に該当しない場合 0点 独創性（工学的知見に基づく独自性、新規性、アピール力、発信力等）について、 ・非常に優れている場合 8点 ・優れている、優れている部分がある場合 7点 ・十分であると認められる場合 6点 ・やや内容に不足がある（独創性が低い）、不足している部分がある場合 4点 ・不足している場合 2点 ・上記に該当しない場合 0点	24点
③ 環境への配慮について 施設の環境配慮について提案、説明すること。	・非常に優れている場合 8点 ・優れている、優れている部分がある場合 7点 ・十分であると認められる場合 6点 ・やや内容に不足がある（独創性が低い）、不足している部分がある場合 4点 ・不足している場合 2点 ・上記に該当しない場合 0点	24点
小計		△△/72
(2) 事業者に関する項目（客観的評価項目として事務局（所管課）で評価）		20/100
① 事業者の実績	・過去5年間に同種業務実績がある場合 10点 ・過去5年間に同種業務実績がなく、かつ類似業務実績がある場合 5点 ・上記に該当しない場合 0点 同種業務実績：以下の条件をすべて満たす建築物の実施設設計実績 類似業務実績：以下の条件のうち3つを満たす建築物の実施設設計実績 敷地：北海道内 構造：木造もしくは一部木造 規模：階数を問わず、延べ面積 500 m²以上、3,000 m²未満 用途：事務所	10点

② 配置予定 技術者の実績	意匠担当 ・ 過去 5 年間に同種業務実績がある場合 2 点 ・ 過去 5 年間に同種業務実績がなく、かつ類似業務実績がある場合 1 点 ・ 上記に該当しない場合 0 点 ・ 一級建築士として 10 年以上の実務経験がある場合 1 点 ・ 一級建築士として 10 年以上の実務経験がない場合 0 点 ・ 継続学習 (C P D) の履修状況が (12 単位/年) 以上である場合 1 点 ・ 継続学習 (C P D) の履修状況が (12 単位/年) 未満である場合 0 点 構造担当 ・ 構造設計一級建築士である場合 2 点 ・ 構造設計一級建築士ではない場合 0 点 電気設備担当 ・ 設備設計一級建築士又は建築設備士である場合 2 点 ・ 設備設計一級建築士又は建築設備士ではない場合 0 点 機械設備担当 ・ 設備一級建築士又は建築設備士である場合 2 点 ・ 設備一級建築士又は建築設備士ではない場合 0 点 ※同種及び類似施設の実績については、当該業務に管理技術者、主任技術者又は意匠担当技術者として携わったものに限る。 ※協力事務所が担当する場合も加算対象とする。	10 点
小計		△△/20
(3) 経済性に関する項目 (客観的評価項目として事務局 (所管課) で評価)		5/100
価格評価	(提示された最低額/提示された額) × 配点 (5 点) (四捨五入)	5 点
小計		△△/5
(4) 地元優先発注に関する項目 (客観的評価項目として事務局 (所管課) で評価)		3/100
市内本支店等 の有無	・ 市内 (本店所在地が旭川市内にある者) 3 点 ・ 準市内 (支店等が旭川市内にある者) 2 点 ・ 近隣 8 町 (本店所在地が近隣 8 町 (鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町) 内にある者) 1 点 ・ 市外 (その他の者) 0 点	3 点
小計		△△/3